

●香川県警察本部告示第5号

香川県少年警察補導員規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月31日

香川県警察本部長 岡本慎一郎

香川県少年警察補導員規程の一部を改正する規程

香川県少年警察補導員規程（平成12年香川県警察本部告示第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(活動区域)</p> <p>第4条 少年警察補導員は、その委嘱に係る警察署の管轄区域内の地域につき、活動を行うものとする。<u>ただし、警察本部長又は警察署長が必要と認めるときは、他の警察署の管轄区域内において活動を行うことができる。</u></p>	<p>(活動区域)</p> <p>第4条 少年警察補導員は、その委嘱に係る警察署の管轄区域内の地域につき、活動を行うものとする。</p>

附 則

この規程は、令和6年5月31日から施行する。